

事務連絡
令和2年3月23日

都道府県多文化共生施策担当課長 殿
政令指定都市多文化共生施策担当課長 殿

出入国在留管理庁在留管理支援部
在留支援課補佐官 田中敏之

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生等からの在留資格の変更に係る取扱いについて（情報提供）

平素から出入国在留管理行政に御理解・御協力賜りありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留諸申請における取扱いに関し、技能検定等の受検が速やかにできない場合及び「特定技能1号」への移行に時間を要する場合については、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせいたします。

なお、在留外国人向けの相談窓口を運営している地方公共団体におかれましては、同相談窓口職員にも周知願います。また、都道府県担当者におかれましては、管下市区町村担当部局への周知にも努めていただきますようお願いいたします。

記

1 特例措置の適用期間

当分の間

2 技能検定等の受検が速やかにできない者に係る取扱い

(1) 内容

「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格をもって現に在留中の外国人から、次段階の技能実習へ移行するまでの間の当面の在留を目的として在留資格変更許可申請があった場合には、「特定活動」（告示外）を許可することにより、従前の在留資格と同一の本邦の公私の機関で就労することを認める。

(2) 対象者

「技能実習1号」又は「技能実習2号」の在留資格をもって在留中の外国人（現段階の技能実習期間が既に終了又は終了見込みであり、かつ、申

請時点から1月以内に在留期間が満了する者に限る。)であり、新型コロナウイルス感染症の影響等により、現段階の技能実習の目標である技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験が受検できず、実習目標の達成状況を確認できていない者であって、次段階の技能実習に係る在留資格変更許可申請を予定しているもの。

(3) 要件

- ア 同一の実習実施者において次段階の技能実習への移行が予定されていること
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、現段階の技能実習の目標である技能検定等が受検できず、実習目標を達成できていないことについて合理的な理由（技能検定等の中止・延期、規模縮小、感染防止のための受検差し控え等）があり、かつ、監理団体又は実習実施者において、合格後速やかに移行の手続（技能実習計画の認定申請及び在留資格変更許可申請）を行うことが見込まれること
- ウ 従前の実習実施者との契約に基づき、技能実習の在留資格で従事した業務と同種の業務に従前と同等額以上の報酬を受けて従事すること
- エ 監理団体及び実習実施者（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）から、技能実習の在留資格で在留中と同様に、必要な助言、指導及び支援等を受けることが見込まれること

(4) 立証資料

立証資料は次のとおりとする。

- ア 監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）が作成した説明書（次段階の技能実習へ移行予定であること、新型コロナウイルス感染症の影響等により技能検定等の受検ができない理由、必要な助言、指導及び支援等を行うこと等を記載したもの）
- イ 次段階の技能実習に移行するまでの間の雇用契約に関する書面（雇用契約書、雇用条件書等の写し）

(5) 決定する在留資格

「特定活動」

(6) 在留期間

「4月」

3 在留資格「特定技能1号」への移行を希望する者に係る取扱い

(1) 内容

技能実習2号修了者（外国人建設就労者又は外国人造船就労者を含む。）が、在留資格「特定技能1号」への移行を希望する場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響等により、移行に時間を要するときは、在留期間を

4月とする「特定活動」（告示外）を許可することにより，従前の在留資格と同一の本邦の公私の機関で就労することを認める。

(2) 立証資料

立証資料は次のとおりとする。

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響により在留資格「特定技能1号」への移行に時間を要することについての理由書
- イ 「『特定技能1号』への在留資格変更許可申請予定であること等に係る誓約書」
- ウ 「特定技能1号」に変更するまでの間の雇用契約に関する書面（雇用契約書，雇用条件書等の写し）

添付物

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の在留諸申請の取扱いについて